

令和5年度（債務負担行為）庄内圏域水道基盤強化計画等策定支援業務委託公募要領

1 目的

この要領は、「庄内圏域水道基盤強化計画策定」支援業務の委託契約について、水道事業広域化の検討実績及び知見がある最適な業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称 令和5年度（債務負担行為）庄内圏域水道基盤強化計画等策定支援業務委託

(2) 業務の内容

1) 庄内圏域水道基盤強化計画の策定支援

(ア) 「水道基盤強化計画」作成の手引き（令和元年9月30日薬生水発0930第3号）を基本とし、庄内圏域水道基盤強化計画の策定を支援する。

(イ) 計画区域は庄内圏域（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町、（戸沢村、村上市の一部を含む））とし、計画期間は、概ね15年以上とする。

(ウ) 目標の設定、広域化基本方針の策定

- ・庄内圏域水道の課題を整理し、目指すべき目標の設定と広域化推進方針を策定する。

(エ) 水需要、水源計画

- ・令和4年度までの実績を踏まえ、中長期的な観点で将来の水需要予測を行う。また、施設整備計画等の検討のため、予測結果の地区配分を行う。

- ・水源計画の検討に際しては、水源、浄水施設の統廃合を進め、用水供給事業と末端給水事業が有する水源の効果的活用を図る計画とする。

(オ) 施設整備等に関する状況の把握・整理・整備計画

- ・水道施設の整備状況、管理状況、施設面及び維持管理面のサービス水準、水道料金等について整理する。

- ・2) を包括した施設整備計画を策定する。

(カ) 広域化実現方策の策定

- ・庄内圏域全体の経営基盤強化に資する広域連携の実現方策を立案し、その効果を算定する。

2) 事業統合に係る計画の策定支援

(ア) 計画区域は2市1町（鶴岡市（三川町を含む）、酒田市、庄内町）とする。

(イ) 事業計画（施設整備計画）

- ・「山形県広域化推進プラン」取組方針のとおり、段階的事業統合を前提とした計画とする。

- ・10年程度先までの、各事業体系別の水源、導水・浄水施設、基幹的な送配水施設、面的な管網整備等の施設整備計画を作成する。施設整備は、水道広域化に伴う整備事業、

既存施設・管路の更新事業に区分し、国の交付金制度の活用を検討する。

・用水供給事業の水道施設を有効活用することを念頭に、水源、浄水施設の統廃合、水道施設の再編、再構築、運転監視の集約等統合後の水運用等を考慮した計画とする。

・酒田市小牧浄水場廃止に伴う代替水源の確保について、その必要性を整理し経済性、施工性の観点から数案比較検討し整備計画を決定する。その他地域においても、施設の共同化の必要性を検討すること。

(ウ) 管理体制

・事業統合後の管理体制として、組織、運転管理体制、検針・収納及び窓口などのサービス体制並びに職員による業務範囲と委託範囲、事務手数料等の統一等について、事業統合後から10年程度先までの段階的な取り組みを検討する。

(エ) 財政収支計画

・資産の引継ぎ、地方公営企業繰り出し基準に基づく経費負担及び他会計繰入金等の取扱いを定めた上で、(ア)から(ウ)までの検討結果を踏まえて事業年次計画を定め、交付金、国庫補助金及び起債対象事業に該当するか勘案し、財政収支シミュレーションにより事業ごとの料金水準（給水原価、給水単価）を検討する。

(オ) 基本計画策定

・広域化により期待される効果、広域化による財政面の効果等を整理する。
・施設整備計画及び財政収支計画を基に、事業統合後10年間の事業運営のあり方を取りまとめ、事業計画を策定する。また、庄内圏域全体の水道施設計画図を作成する。

3) 庄内圏域広域的連携推進等検討委員会（仮称）及び庄内広域水道事業統合準備協議会の運営支援

・標記委員会及び協議会を円滑に進めるため、資料作成等の運営支援を行う。委員会、協議会を合わせて（実務的会議を含む）8回/年以上かつ2ヵ年を予定している。
・事業統合については、議会・住民への説明資料、水道事業統合基本協定締結に必要な資料を作成する。

(3) 委託の期間 契約の日から令和7年3月25日まで

(4) 提案上限額 46,860千円（令和5年度：23,100千円、令和6年度：23,760千円。いずれも消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

(1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の上水道及び工業用水道部門の登録を受けているものに限る。）であること。

(2) 東北6県内に主たる営業所（名簿に登載された本店の所在地又は受任者の所在地にある営業所）を有すること。

- (3) 上下水道部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者）2名以上を名簿に登録していること。
- (4) 過去10年以内に、都道府県又はこれらに準ずる水道企業団及び都道府県企業局が発注した「水道広域化推進プラン」、「水道基盤強化計画」又は「水道広域化基本計画」の策定又は策定支援業務を履行した実績があり、それを証明できること。なお、共同企業体の構成員としての実績も認めるが、代表構成員（かつ出資比率50%以上）のものに限る。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。)

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、山形県が設置する「令和5年度（債務負担行為）庄内圏域水道基盤強化計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。
 - ア 配置予定技術者の経験及び能力
 - イ 業務実施方針・実施フロー・工程計画
 - ウ 特定テーマ

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式1）

イ 提出方法

(ア) 持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に「6 提出先及び問合わせ先」に持参すること。

(イ) 郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

ウ 提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時まで

エ 公募参加資格要件の審査及び通知

(ア) 企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和5年5月1日（月）までに文書により通知する。

(イ) 参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式2）

(イ) 見積書（算出根拠）

(ウ) 上記ア～イに係る電子媒体（ウイルスチェック済みのCD-ROM、DVD-ROM等）

※文書ファイル形式はMicrosoft Office形式とし、全てpdf形式に変換したデータも提出すること。

イ 提出部数 紙ベース及び電子媒体 各1部

ウ 提出方法 上記(1)に同じ

エ 提出期限 令和5年5月15日（月）午後5時まで

(3) 企画提案書の記載内容

以下の項目について、記載するものとする。

《共通事項》

ア 配置予定技術者の経験及び能力（管理技術者、照査技術者、担当技術者）

※管理技術者、照査技術者、担当技術者については担当された都道府県又はこれらに準ずる水道企業団及び都道府県企業局が発注した「水道広域化推進プラン」、「水道基盤強化計画」又は「水道広域化基本計画」の策定又は策定支援業務に係る業務実績（過去5年間）を記載するとともに、技術士の資格を有する場合はその資格を証する書類の写しを提出す

ること。

イ 業務実施方針、実施フロー、工程計画

ウ 特定テーマ

庄内圏域の水道事業者が置かれている実情を踏まえ、「山形県水道広域化推進プラン」で目指す取組方針を、どのように水道基盤強化計画に引継ぎ策定するか。

《その他》

ア 提案は全て企画提案書（様式2）に記載すること。

イ A4版片面印刷（多色仕上げ可）、フォントサイズは11ポイントを標準とする。様式2の業務実施方針、実施フロー、工程計画は、全体でA4版2枚以内とし、特定テーマは、A4版2枚以内とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 水道事業担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2160 FAX 023-624-8058

Mail: yshokuhinanzen[at]pref.yamagata.jp （送信時に[at]は@に置き換えてください。）

7 企画提案書等に関する質問

（1）質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】庄内圏域水道事業基盤強化計画等策定支援業務委託」として、「6 提出先及び問合せ先」まで提出すること。

（2）質問期限

令和5年4月28日（金）午後5時まで

（3）質問等への回答

質問等への回答は、電子メールにより応募があった全社に対して行うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

（1）公募要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき。

（2）所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。

（3）提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき。

（4）提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

（5）提案の内容が提案上限額を上回るとき。

（6）提案者が他者の提案の代理をしたとき。

（7）選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求

めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年4月14日(金) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和5年4月24日(月) |
| (3) 質問受付期限 | 令和5年4月28日(金) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和5年5月15日(月) |
| (5) 企画提案プレゼンテーション | 令和5年5月19日(金)(別途通知) |
| (6) 評価結果通知 | 令和5年5月26日(金)(別途通知) |
| (7) 見積り合わせ | 令和5年6月上旬 |
| (8) 契約予定日 | 令和5年6月上旬 |

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。